

バイセン株式会社 受託解析約款

本約款は、お客様(以下委託者という)からバイセン株式会社(以下「弊社」という)が依頼を受けて解析・評価及びアドバイス等(以下業務という)を遂行する為に必要な、委託者と弊社間の基本的な合意事項です。別途書面により別段の合意がない限り、委託者及び弊社は、本約款の規定を誠実に遵守するものとします。

第1条 [受託の範囲]

弊社が見積書または仕様書に記載して委託者に連絡した範囲において、弊社は業務を遂行し、その結果を提供します。

第2条 [委託料]

委託料は、見積書に記載した見積合計金額(消費税は別途)とし、見積書に記載した見積有効期限まで有効とします。

第3条 [委託契約の成立]

委託者と弊社間(以下「両者間」という)の委託契約(以下「個別契約」という)は、委託者が、弊社所定の依頼書を弊社に提出し、弊社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第4条 [支払い方法]

両者間で別途の合意がない限り、弊社は委託者に対して請求書を送付し、委託者は請求書記載の期日迄に弊社指定の銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。

第5条 [機密保持]

委託者及び弊社は秘密である旨書面で明示して開示された情報(以下「秘密情報」という)は秘密情報として扱い、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示、漏洩または本業務以外の目的に使用しないものとします。但し以下の①～④に関してはこの限りではありません。

- ① 開示される前に既に所有していたもの
- ② 開示される前に既に公知となっていたもの
- ③ 開示された後、弊社の責によらず公知となったもの
- ④ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務無しに合法的に入手したもの

- (2) 前項の規定に関わらず、弊社は業務の全部又は一部を第三者に秘密情報を開示して再委託することが出来ます。その場合弊社は当該再委託先に対し本条により負担する義務と同様の義務を負担させます。

第6条 [資料・情報等の提供]

個別契約で定められた期日までに委託者は、業務遂行に必要な資料・情報等を弊社に提供します。

- (2) 委託者が弊社に提供する資料・情報等は、被験者の同意の元に取得したものであり、かつ個人を特定できないよう匿名化が必要です。
- (3) 別段の定めがない限り、弊社が委託者から提供された資料・情報等を個人を特定できない状態で弊社が利用することに委託者は合意したものとみなします。
- (4) 個別契約で定められた期日までに資料・情報等を提供できないとき、また懸念される場合は、委託者は速やかに弊社にその旨連絡し提供期日の延長等について協議の上決定します。

第7条 [結果の報告と納入]

弊社は個別契約で定められた期日までに業務の結果を委託者に報告または納入します。

- (2) 弊社が業務で技術的困難を伴い遅延する場合は委託者へ報告し協議の上、期日を延期することができます。
- (3) 委託者は報告書又は結果を確認し、依頼事項と相違なき場合は検収を行います。

第8条 [終了後の措置]

弊社は、別段の定めがない限り報告書の写しを提出後3年間保管し、その他業務に関する資料は提出後1年間保管するものとします。

第9条 [結果の利用等]

弊社はデータの分析・解析結果をそのまま納入するものであり、業務の結果の正確性、有用性、目的適合性等を保証するものではありません。

- (2) 業務の結果を利用することにより、委託者又は第三者に損害が生じた場合でも、弊社は、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 弊社が実施した業務に手落ち及び誤りがあったと認めるときの弊社の責任は、弊社は委託者と協議の上、弊社の費用負担による業務の再実施又は委託料を限度として委託者が被った損害の賠償に限られるものとします。
- (4) 弊社は、業務の結果又はその利用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証しません。
- (5) 委託者の要望により再試験を実施する場合は、委託者が再試験に係る委託料を別途弊社に支払うものとします。

第10条 [契約の解約]

委託者及び弊社は、止むを得ない事情によって個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、協議の上、個別契約を変更又は解約することが出来ます。

- (2) 業務の中止・解約に際しては、それまでに要した費用は両者間で協議の上、委託者が弊社に支払うものとします。

第11条 [不可抗力]

天災地変その他弊社の責に帰することのできない事由により業務の遂行が困難になったときは、両者協議の上その措置を決定します。

第12条 [協議事項]

本約款に定めのない事項及び本約款各条項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度互譲協調の精神をもって両者協議の上決定します。

第13条 [裁判管轄]

本約款にもとづく業務の遂行に関し訴訟の必要が生じた場合、委託者及び弊社は、弊社の本社所在地を管轄する裁判所にのみ訴えを提起できるものとします。

第14条 [有効期間]

本約款の有効期間は、個別契約成立の日から、第7条における業務の結果を報告または納入後、委託者による検収の終了日までとします。なお、第5条の規定は、本約款の有効期間終了後3年間、第9条の規定は本約款の有効期間終了後も存続します。

第15条 [個人情報の取り扱い]

弊社のホームページ等に掲載している「プライバシーポリシー」を適用させていただきます。

第16条 [約款等の改定]

弊社は必要ある場合は本約款等の内容を改定することが出来ます。ただし、改定前の本約款により受託した業務については本約款によります。